

知っていますか？

川崎市子どもの権利条例

条例の理念

- 子どもは、一人ひとりみんな、大切な人間です。
- 子どもの権利は、一人ひとりが自分らしく生きていくために必要なものです。
- 自分の権利が保障されるためには、他の人の権利が大切にされなければならず、お互いに尊重しあうことが大切です。
- 子どもは、おとなとともに社会を構成するパートナーです。

人間として大切な子どもの権利

- 1 安心して生きる権利**
子どもは、愛情と理解をもって育てられ、安全・安心に生活できます。
- 2 ありのままの自分でいる権利**
子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。
- 3 自分を守り、守られる権利**
子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃れたり、相談したりできます。
- 4 自分を豊かにし、力づけられる権利**
子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、励まされ、力づけられます。
- 5 自分で決める権利**
子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。
- 6 参加する権利**
子どもは自分を表現したり、意見を発表したり、社会に参加することができます。
- 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利**
子どもは置かれた状況が違っていても差別されません。また、障がいのある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもの必要にあわせて助けてもらえます。

相談したいときは…

川崎市人権オンブズパーソン

いじめや友達のことなどで、つらいとき、こまっているとき、電話してね。

子どもあんしんダイヤル

0120-813-887 (子ども専用・無料)
044-200-1460 (おとなのほう)

相談時間 / 月・水・金曜日 午後1時～午後7時

土曜日 午前9時～午後3時

休日・年末年始はお休みです。

▶相談の申込みは、フォームでもできます。



横浜地方務局 こどもの人権110番



ひとりでなやまず電話してね!



0120-007-110

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

(全国共通・通話料無料)

メールでの相談 こどもの人権SOS-eメール
ケータイ・スマホからはこちら



LINE相談【かながわ子ども家庭110番相談LINE】

月～土曜日 午前9時～午後9時

左の二次元コードから友だち追加

おとなのみなさまへ

～子どもたちからおとなへのメッセージ～

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。

おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に「子どもは愛情と理解をもって育てられる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。

< 2001 (平成13)年 3月 子どもの権利条例子ども委員会のまとめ >



【お問合せ】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市子ども未来局青少年支援室

電話 044-200-2344

FAX 044-200-3931

発行 川崎市・川崎市教育委員会

Colors, Future!

いろいろって、未来。

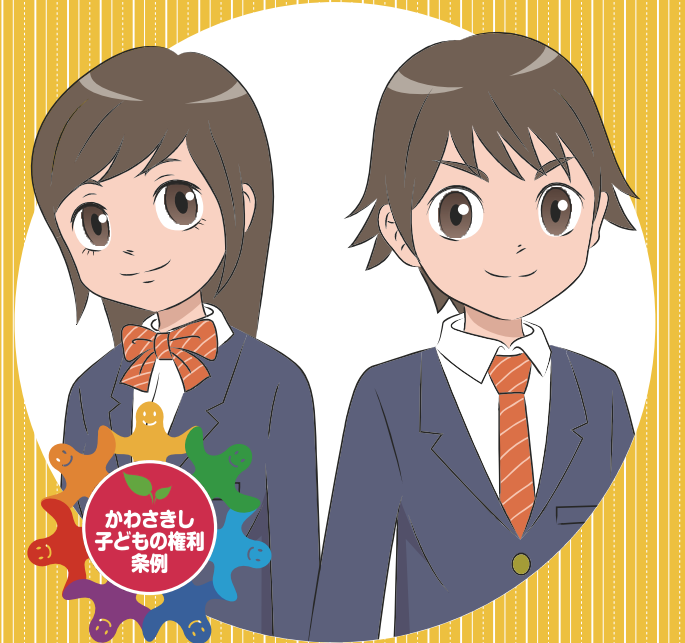
川崎市

2025 (令和7)年

みんなで考えてみよう

川崎市

子どもの権利条例



11月20日はかわさき子どもの権利の日

川崎市子どもの権利条例は2001(平成13)年に全国

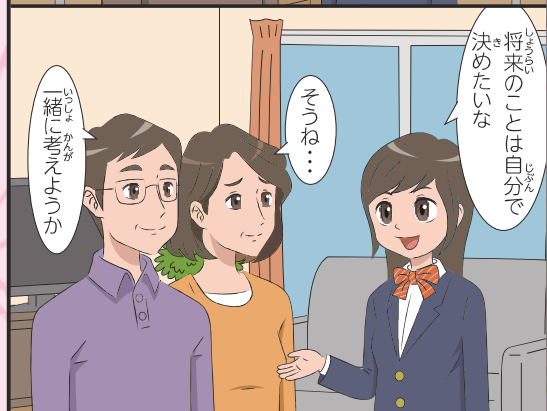
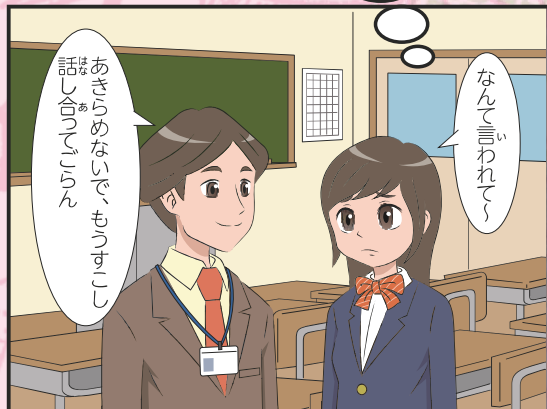
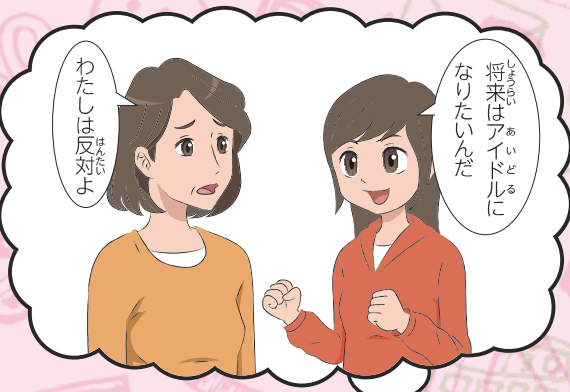
ではじめてつくられました。

子どもが一人ひとりの人間として大切にされ、守られながら自分らしく生きられるように作られた、市と市民との「約束」です。

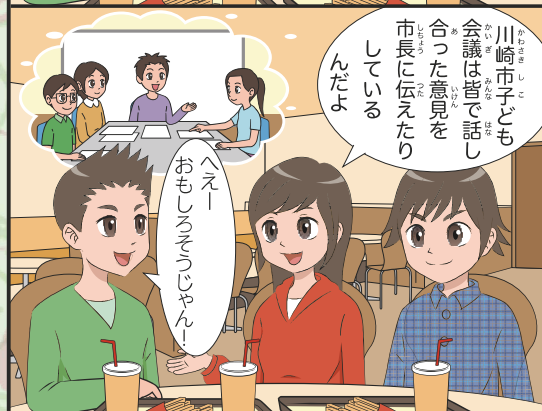
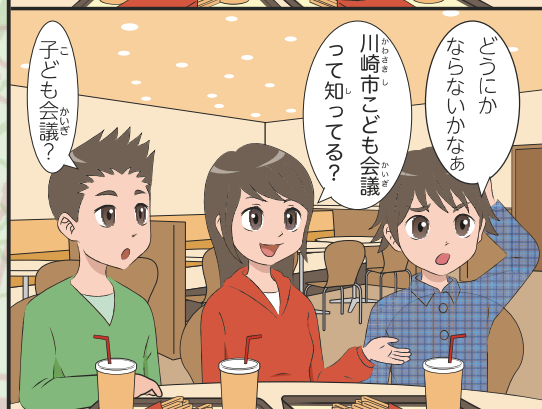
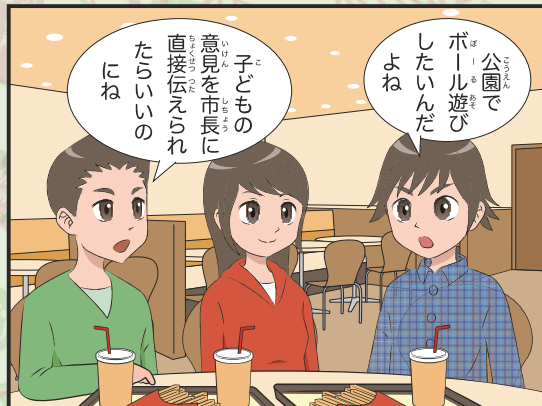
子ども=18歳になるまでをいいます

川崎市・川崎市教育委員会

私たちは、身近なおとなのアドバイスを受けながら、将来のことなど、自分のことを決めることができます。



私たちは自分の意見や考えをおとなにはっきり伝えることができます。条例でつくられた子ども会議では、自分たちの意見を市長に伝えることができます。



条例第14条では、子どもは、自分に関することを年齢と成熟に応じ、自分で決めることができる、とっています(自分で決める権利)。また、そのためには適切な支援や助言が受けられ、必要な情報が得られる必要があります。

条例第15条では、子どもは参加することができる、とっています(参加する権利)。条例第30条では、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催する、としています。

大切にしよう! 参加する権利

● みんなの声で川崎市をもっとステキに!

川崎市子ども会議では、市長と直接話し合うカワサキ☆U18や毎月楽しく話し合う定例会議等を開催。



【お問合せ】
川崎市子ども会議では、市長と直接話し合うカワサキ☆U18や毎月楽しく話し合う定例会議等を開催。
電話 044-200-3565 FAX 044-200-3679
Mail 88chiiki@city.kawasaki.jp



● 川崎市青少年フェスティバル

毎年3月に開催予定の子ども向けのお祭りを企画から当日の運営まで青少年の実行委員がおこないます。開催の前日・当日に実行委員をサポートするボランティアも青少年の方を中心にお願いしています。あなたも参加してみませんか。



【お問合せ】
子ども未来局青少年支援室
電話 044-200-2669 FAX 044-200-3931
Mail 45sien@city.kawasaki.jp

● 18歳から有権者!!

18歳になったら、有権者として選挙で投票することができます。みんなの声を政治に届けよう!!

※投票するには選挙人名簿に登録されていることが必要です。



【お問合せ】
川崎市選挙管理委員会 川崎市明るい選挙推進協議会
電話 044-200-3427 FAX 044-200-3951
Mail 91senkyo@city.kawasaki.jp

● 川崎市子ども夢パーク

子どもの居場所や活動の拠点になるように、高津区の津田山につくられました。子どもがだれでも自由に遊べ、活動できる場所です。

【お問合せ】
川崎市子ども夢パーク・フリースペーススーン
電話 044-811-2001 FAX 044-850-2059
HP <https://www.yumepark.net>

